

令和8年ものづくり革新総合支援事業 (省エネ生産設備更新型)

エネルギー効率の向上や生産工程の省力化のために行う
生産設備の更新等を支援します！

<対象設備の例>

- 工作機械
 - プラスチック加工機械
 - ダイカストマシン
 - デマンドコントローラー
 - コンプレッサー
 - LED照明
 - 空調設備
- など

設備の購入費用や設置工事費のほか、
更新前設備の撤去や処分費用も対象です。

省力化を目的とする場合は、一定要件の下、
生産設備の新增設も対象となります。

賃金水準の向上に取り組む場合や、省エネ診断
を受診している場合、経営革新計画の承認を受
けている場合等は審査の加点となります。

概 要

- 補助対象 : 電力等価格高騰により経営環境に大きな影
響を受けている中小企業者（製造業）
- 対象経費 : 生産工程における省エネルギー化又は省力
化のために行う生産設備の購入費、工事費
（撤去費、処分費も含む）
- 補助率 : 2 / 3 以内
- 補助金額 : 下限 200 万円～上限 1, 000 万円

募集期間

令和8年3月9日（月）～ 4月30日（木）

お問合せ先
申請先

秋田県産業労働部 地域産業振興課 地域産業活性化チーム
〒010-8572

秋田市山王三丁目1番1号（県庁第二庁舎3階）

TEL : 018-860-2231 FAX : 018-860-3887

E-Mail : monokaku-2@mail2.pref.akita.jp



1. 補助事業期間

- 交付決定日から令和9年2月28日まで

※ 上記の期間内に発注、納品、撤去、処分、支払が完了した経費が補助の対象となります。

※ 令和9年2月28日までに実績報告書を提出してください。

2. 申請要件

- 日本標準産業分類（令和5年6月改訂）の大分類において、製造業に属する事業を営んでいること。
- 県内に所在する事業拠点において取り組むこと。
- 生産工程の省エネルギー化又は省力化を図る取組であること。

3. 申請方法

- 交付申請書類と添付書類を**電子申請**によりご申請ください。

- 提出する書類は次のとおりです。

① 交付申請書（様式第1号）

② 事業実施計画書（様式第2号、別添1～3）

③ 収支予算書（様式第3号）

④ 誓約書（様式第4号）

⑤ 債権債務者登録票（様式第5号）

⑥ 直近3期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書）

⑦ 現在事項全部証明書（個人事業主の場合は住民票の写し）

⑧ 経費の積算根拠となる参考見積書

⑨ 補助金の振込先となる口座情報を確認できる資料

⑩ 支援機関確認書

⑪ 省エネ化や省力化の根拠等その他の必要な資料

（導入予定設備のカタログ、省エネルギー化や省力化の根拠資料 など）

4. ホームページ

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/74198>

5. 対象とならない例

- 事務スペース、休憩室、トイレ等に係る設備の更新、太陽光パネルや蓄電池に係る費用、PCBの検査や廃棄に係る費用、リース契約、自社製品の購入、パソコンなど汎用性の高いもの等

6. 手続きの流れ

交付
申請

審査

交付
決定

事業
着手

実績
報告書
提出

完了
検査

補助金
交付

4月30日
まで

6月末
予定

2月28日
まで

遅くとも
3月末頃